

## キ 毒物・劇物の運搬の該当部署

毒物又は劇物を施設外で運搬する際は、飛散し、漏れ、流れ出又はしみ出ることを防ぐ必要な措置を講じなければならないが、運搬実績のある該当部署は、【表12】のとおりである。主な運搬に係る具体的内容は、農場等への病虫害防除のためのものであるが、総務部の7該当部署に係るものは、地域事務所の税務局軽油調査課、厚生環境局試験検査課及び農林局家畜保健衛生課が、試験検査などの終了後の廃液等を、それぞれ、一括して産業廃棄物処理業者に処分の委託を行う他の県の機関へ運搬するものである。

【表12】施設外での運搬の該当部署数

部 局	管 理 部署数	該 当 部署	部 局	管 理 部署数	該 当 部署
総務部	11	7	公営企業部	8	0
政策企画部	12	1	教 育	111	1
県民生活部	3	0	委員会		
福祉保健部	9	0	警察本部	2	0
農林水産部	5	4	合 計	164	13

## ク 使用後の廃棄方法の状況

毒物又は劇物は、技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならないとされている。

県の機関では、中和や希釈等により自己処理する方法や産業廃棄物処理業者に処分を委託する方法などにより廃棄を行っている。

平成17年度の毒物又は劇物の廃棄状況は、【表13】のとおりである。

「廃棄無し等」は、病虫害防除用など使い切るため残量が無いものや、廃棄する際は、産業廃棄物処理業者に委託するが、実験実習後の残量が少量のため、当面、ポリタンクなどに保管し、平成17年度において、廃棄の実績がなかったものである。

また、「その他」の主なものは、地域事務所の税務局軽油調査課、厚生環境局試験検査課及び農林局家畜保健衛生課が、試験検査などの終了後の廃液等を、当該部署で処理せず、一括して産業廃棄物処理業者に委託を行う他の県の機関へ運搬しているものなどである。

【表13】 使用後の廃棄方法の状況

部 局	管 理 部署数	自己処理	業者委託	その他	廃棄無し等
総務部	11	6	3	7	0
政策企画部	12	6	8	0	4
県民生活部	3	3	2	0	0
福祉保健部	9	5	1	1	3
農林水産部	5	1	3	2	0
公営企業部	8	0	1	0	7
教 育	111	22	25	0	66
県立学校					
委員会	3	1	1	0	1
警察本部	2	0	1	0	1
合 計	164	44	45	10	82

(注) 管理部署によっては、保管場所や保管物質により複数の廃棄方法による場合がある。

## (5) その他

毒物・劇物の購入状況、有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給状況及び保健所の立入検査状況等、毒物・劇物の管理に関連した事項については、次のとおりである。



## ア 毒物又は劇物の購入状況

平成17年度の部局ごとの該当機関の毒物又は劇物の購入金額の状況は、【表14】のとおりである。

【表14】 毒物又は劇物の購入金額の状況

部 局	該 当 機関数	購入金額 (単位：円)	部 局	該 当 機関数	購入金額 (単位：円)
総務部	6	1,345,805	公営企業部	4	3,504,932
政策企画部	8	2,709,698	教 育   県立学校	46	1,113,429
県民生活部	1	767,717	委員会   その他	1	840
福祉保健部	4	218,484	警察本部	2	15,112
農林水産部	3	233,286	合 計	75	9,909,303

## イ 有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給状況

特定の毒物又は劇物を使用して行う試験研究や検査、作業などを行う場合において、職員には、作業に従事した日1日につき290円を超えない範囲内において、有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当が支給される。平成17年度の部局ごとの「有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当」が支給された機関の状況は、【表15】のとおりである。

【表15】 特殊勤務手当の支給状況

部 局	該 当 機関数	従事 職員数	延べ 回数	支給額
総務部	0	0	0	0
政策企画部	6	108	9,162	2,656,980
県民生活部	0	0	0	0
福祉保健部	0	0	0	0
農林水産部	1	12	283	82,070
公営企業部	1	7	405	117,450
教 育   県立学校	2	6	79	22,910
委員会   その他	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0
合 計	10	133	9,929	2,879,410

## ウ 保健所の立入検査状況

保健所は、「業務上取扱者」のうち知事に届出を必要としない業種については、年度ごとに業種を定めて一斉監視指導を行う立入検査を行っているが、平成10年度以降、保健所の立入検査を受けた管理部署の状況は、【表16】のとおりである。

保健所の立入検査の状況は、8年間で27部署となっており、1年間の平均は、3部署に留まっている。

【表16】 立入検査の管理部署数

部 局	管 理 部署数	立入検査 部署数	部 局	管 理 部署数	立入検査 部署数
総務部	11	3	公営企業部	8	0
政策企画部	12	2	教 育   県立学校	111	17
県民生活部	3	0	委員会   その他	3	0
福祉保健部	9	5	警察本部	2	0
農林水産部	5	0	合 計	164	27



## エ 学校薬剤師の関与の状況

県立学校には、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するため、学校薬剤師が置かれており、文部科学省令（注7）により学校薬剤師の職務執行の準則が定められているが、県立学校において、平成12年度以降、学校薬剤師から、毒物及び劇物の管理に関し、必要な指導や助言等を受けた県立学校は、104校のうち18校（17.3%）に留まっていた。

### （注7）文部科学省令抜粋

（学校薬剤師の職務執行の準則）

第25条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

4 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

## 2 実地監査の監査結果

「毒物・劇物の管理」に係る実地監査の監査対象機関及び監査結果は、次のとおりである。

### （1）監査対象機関

監査対象機関は、毒物・劇物の管理体制、保管物質数及び廃棄方法など提出された監査調書の内容を基に、部局別のバランスを考慮して本庁1部、地方機関9機関を選定した。

また、機関の中には、複数の部署において、毒物・劇物を保管管理している場合があるが、本庁1部及び地方機関9機関の管理部署は、〔表17〕のとおりである。

〔表17〕 実地監査対象機関

区分	部局	機関	管理部署
地方機関	総務部	福山地域事務所	税務局軽油調査課 厚生環境局試験検査課 農林局家畜保健衛生課
	政策企画部	保健環境センター	
		農業技術センター	本所、果樹研究所、柑橘研究室
	県民生活部	県立広島大学（庄原キャンパス）	
	福祉保健部	安芸津病院	
	農林水産部	西部農業技術指導所	本所、芸北地域事務所駐在
	公営企業部	広島水道事務所	瀬野川浄水場、温品浄水場、田口浄水場
教育委員会	庄原格致高等学校	本校、高野山分校	
	府中東高等学校		
本庁	警察本部	刑事部鑑識課、科学捜査研究所	

### （2）監査方法

実地監査は、監査対象機関に赴き、管理部署ごとの毒物・劇物の管理について、管理状況及び取扱状況等の確認をするとともに、提出された監査調書を基に、関係書類との照合及び関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

### （3）実地監査の監査項目

実地監査の主要な監査項目は、〔表18〕のとおりである。



〔表18〕 実地監査における主要な監査項目

監 査 項 目	
1	毒物・劇物の取扱いに係る管理体制は、適正か。
(1)	「毒物劇物危害防止規定」(「毒物劇物の取扱要領(マニュアル)」)等は定められているか。
(2)	毒物・劇物の在庫量、使用量に係る管理は、管理台帳等により適正に行われているか。
(3)	毒物・劇物に係る事故の際の措置は適正か。 ・事故の際における緊急連絡体制は、定められているか。 ・事故の際における届出義務を知っているか。 ・緊急時に対応できるよう、各取扱物質に係る応急措置の方法を整備しているか。
(4)	毒物・劇物の管理に係る職員研修は行っているか。
2	毒物・劇物の取扱いは、適正か。
(1)	盗難、紛失を防ぐための措置は講じてあるか。 ・保管場所、専用保管庫の施錠等は適正か。
(2)	保管等は、適正に行われているか。 ・保管庫は毒物・劇物専用のもとなっているか。 ・保管庫及び保管容器は、転倒防止の措置が講じてあるか。 ・使用見込みのない毒物及び劇物を長期間保管していないか。 ・保管容器に飲食物容器が使用されていないか。
(3)	毒物・劇物が施設外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むのを防ぐのに必要な措置は講じてあるか。
(4)	毒物・劇物(実験等の使用後の廃液等を含む)を運搬する場合、適正に行われているか。
3	毒物・劇物の保管場所等への表示について
(1)	容器・被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字が表示されているか。
(2)	保管等する場所に、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字が表示されているか。
4	毒物・劇物の使用後の廃棄処理について
(1)	自己処理により廃棄する場合、適正に行われているか。
(2)	産業廃棄物処理業者へ委託する場合、適正に行われているか。
5	その他
(1)	毒物・劇物の購入時の方法は、適正か。
(2)	有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給事務は、適正に行われているか。
(3)	「農業危害防止講習会」へ参加したことがあるか。

#### (4) 実地監査の結果

##### ア 保管場所及び専用保管庫等の状況

実地監査を行った本庁1部及び地方機関9機関の19管理部署に係る毒物・劇物の保管場所ごとの専用保管庫数及び専用保管庫ごとの保管物質数、保管容器数等の状況は、〔表19〕のとおりとなっていた。保管物質数は、保管場所ごとの延べ数であり、保管容器数は、専用保管庫ごとの延べ数である。

「保管場所数」は、屋内の部屋数を表すが、広島水道事務所では、各浄水場の屋内又は屋外において、水道用水調整用の物質をFRP製のタンクにより大量に保管している。

このタンクを瀬野川浄水場では、屋内に1基、屋外に2基設置し、温品浄水場では、屋外に2基設置している。また、田口浄水場は、屋内において、タンクを1基とpH(ペーハーあるいはピーエイチ)(注8)調整のための物質を保管している。「保管容器数」欄の42容器は、pH調整のための物質の保管容器の数である。

(注8)「pH(ペーハーあるいはピーエイチ)」

酸性の及びアルカリ性の強さを示す数字



〔表19〕保管場所ごとの専用保管庫等の状況

機関名	管理部署	保管場所数	専用保管庫数	保管物質数	保管容器数	保管物質の主な用途
福山地域事務所	税務局軽油調査課	1	1	1	5	軽油調査用
	厚生環境局試験検査課	4	10	106	653	試験検査用
	農林局家畜保健衛生課	1	2	22	147	試験検査用
保健環境センター		21	26	337	1,275	試験検査用
農業技術センター	本所	12	15	151	559	病害虫防除用 試験研究用
	果樹研究所	5	5	81	464	
	柑橘研究室	2	2	10	83	
県立広島大学	庄原キャンパス	22	28	331	640	試験研究用
安芸津病院		2	2	12	31	検体検査用
西部農業技術指導所	本所	2	3	12	212	実験実習用
	芸北地域事務所駐在	1	1	1	1	
広島水道事務所	瀬野川浄水場	1	3(3)	3	—	水道用水調整用
	温品浄水場	0	2(2)	2	—	
	田口浄水場	1	3(2)	3	42	
庄原格致高等学校	本校	1	2	26	70	理科実験用
	高野山分校	1	1	13	31	理科実験用
府中東高等学校		2	3	35	200	理科実験用
警察本部	刑事部鑑識課	1	1	15	47	鑑定、検査用
	科学捜査研究所	1	2	75	270	鑑定、検査用
合計		81	112	1,236	4,730	

(注) ( )内は、専用保管庫数の内数であり、水道用水調整用の物質を保管しているFRP製のタンク数

## イ 管理体制等

毒物・劇物を適正に管理するに当たっては、「毒物劇物危害防止規定」等の制定や「管理台帳」等の作成、また、「事故の際の措置」を講じておくことなどの必要があるが、それらの状況は次のとおりとなっていた。

### (ア) 「毒物劇物危害防止規定」等の状況

「毒物劇物危害防止規定」等は、19部署のうち、15部署において制定されており、その項目は、毒物及び劇物の管理・責任体制及び業務内容、緊急時の連絡体制、事故の際の応急措置、廃棄の方法及び教育・訓練などとなっていた。しかし、県立広島大学（庄原キャンパス）、庄原格致高等学校（本校）及び警察本部（刑事部鑑識課、科学捜査研究所）においては、「毒物劇物危害防止規定」等を定めていなかった。また、毒物・劇物の管理に係る「職員研修」は、19部署のうち、14部署において行われていたが、5部署においては行われていなかった。その状況は、〔表20〕のとおりである。

〔表20〕「毒物劇物危害防止規定」等の状況

機関名	管理部署	「毒物劇物危害防止規定」等の名称	職員研修
福山地域事務所	税務局 軽油調査課	「軽油識別剤等分析事務取扱要領」	年度当初、職員へ周知
	厚生環境局 試験検査課	「毒物劇物の保管管理、事故発生時の対応マニュアル」	農業危害防止講習会テキスト等による研修会を実施
	農林局家畜保健衛生課	「毒物劇物危険防止規程」	「毒物劇物危険防止規程」の確認及び応急措置について研修



〔表20〕「毒物劇物危害防止規定」等の状況

機関名	管理部署	「毒物劇物危害防止規定」等の名称	職員研修
保健環境センター		「広島県保健環境センター薬品管理規程」	「毒物及び劇物取締法」について研修
農業技術センター	本所	「県立農業技術センター毒物劇物危害防止規程」	農薬安全使用講習会を実施
	果樹研究所	「県立農業技術センター果樹研究所毒物劇物危害防止規程」	
	柑橋研究室		
県立広島大学	庄原キャンパス	定めていない	行っていない
安芸津病院		「県立安芸津病院毒物・劇物管理マニュアル」	行っていない
西部農業技術指導所	本所	「西部農業技術指導所毒物劇物危害防止規程」	農薬危害防止講習会テキスト等による研修会を実施
	芸北地域事務所駐在		
広島水道事務所	瀬野川浄水場	「広島水道事務所水道施設事故対策要領」 「工業薬品の取扱について」	年度当初、人事異動者を対象とした実地研修を実施
	温品浄水場		
	田口浄水場		
庄原格致高等学校	本校	定めていない	年度当初、職員会議で職員へ周知
	高野山分校	「毒物劇物危害防止規定」	
府中東高等学校		「毒物劇物危害防止規定」	行っていない
警察本部	刑事部鑑識課	定めていない	行っていない
	科学捜査研究所	定めていない	行っていない

(イ) 管理方法の状況

毒物・劇物の各物質の取扱いに係る各管理部署ごとの管理方法等の状況は、〔表21〕のとおりとなっており、管理は「管理台帳」や「一覧表」により概ね適正に行われていた。

管理方法は、各管理部署での業務内容や取り扱う物質数により異なっており、使用する際のその都度の使用量による管理ではなく各物質の保管容器数の在庫管理によるものがほとんどであった。また、複数の保管場所により管理を行っている農業技術センター（本所）及び県立広島大学（庄原キャンパス）においては、管理台帳等の様式は、研究部や実験室により異なっており、管理部署で統一された様式ではなかった。

なお、各管理部署の保管場所（部屋）ごとの管理方法等の状況を確認したところ、保健環境センター及び県立広島大学（庄原キャンパス）の一部の保管場所においては、台帳等の書面による管理がなされていないものがあつた。

〔表21〕管理方法の状況

機関名	管理部署	保管場所数	管理方法	管理内容等
福山地域事務所	税務局 軽油調査課	1	管理台帳	月に1度（月末）に使用量及び在庫量を管理台帳により管理
	厚生環境局 試験検査課	4	管理台帳	使用の都度、使用量を管理台帳により管理
	農林局家畜 保健衛生課	1	管理台帳	在庫管理及び使用の都度、使用量を管理台帳により管理



〔表21〕管理方法の状況

機関名	管理部署	保管場所数	管理方法	管理内容等
保健環境センター		21	管理台帳及び一覧表	毒物は、使用の都度、使用量を管理台帳により管理。劇物は、一覧表による在庫管理。年間2回総括管理者（所長）へ管理状況報告。 21保管場所のうち1つの保管場所において、台帳等の書面による管理がなされていなかった。（現物管理）
農業技術センター	本所	12	管理台帳及び薬品リスト	薬品リストによる在庫管理及び使用の都度、使用量を管理台帳により管理など研究部ごとに管理方法及び様式が異なっている。月1回、各研究部の取扱責任者は、日常点検表による点検を行う。
	果樹研究所	5	管理台帳及び薬品リスト	薬品リストによる在庫管理及び使用の都度、使用量を管理台帳により管理。月1回、各研究室の取扱責任者は、日常点検表による点検を行う。
	柑橘研究室	2	管理台帳又は薬品リスト	薬品リストによる在庫管理及び使用の都度、使用量を管理台帳により管理など実験室ごとに管理方法及び様式が異なっている。（22部屋の内、4部屋は教授等が出張等のため未確認） 18保管場所のうち5つの保管場所において、台帳等の書面による管理がなされていなかった。（現物管理）
県立広島大学	庄原キャンパス	22	管理台帳又は薬品リスト	薬品リストによる在庫管理及び使用の都度、使用量を管理台帳により管理など実験室ごとに管理方法及び様式が異なっている。（22部屋の内、4部屋は教授等が出張等のため未確認） 18保管場所のうち5つの保管場所において、台帳等の書面による管理がなされていなかった。（現物管理）
安芸津病院		2	管理台帳	在庫管理
西部農業技術指導所	本所	2	管理台帳	在庫管理及び使用の都度、使用量を管理台帳により管理。日常点検表の作成
	芸北地域事務所駐在	1		
広島水道事務所	瀬野川浄水場	1	制御用計算機	使用量、在庫量を制御用計算機により集中管理
	温品浄水場	0		
	田口浄水場	1		
庄原格致高等学校	本校	1	一覧表	在庫管理又は使用の都度、使用量を一覧表により管理
	高野山分校	1	管理台帳	在庫を管理台帳により管理
府中東高等学校		2	管理台帳	在庫管理又は使用の都度、使用量を管理台帳により管理。
警察本部	刑事部鑑識課	1	管理台帳	月1回の在庫を管理台帳により管理
	科学捜査研究所	1	管理台帳及び一覧表	毒物は、使用の都度、使用量を管理台帳により管理。劇物は、薬品リストにより、在庫管理

（ウ）事故の際の措置の状況

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならず、また、盗難にあい、又は紛失した時は、直ちに、その



旨を警察署に届けなければならないとされている。

これらについては、概ね「毒物劇物危害防止規定」等の内容に規定したり、別途、定めるなどしていた。「事故の際の届出」については、緊急連絡体制として19部署のうち17部署において定められていたが、事故が起こった際の「各保管物質に応じた応急措置」の定めは、19部署のうち8部署に留まっていた。「事故の際の届出」及び「各保管物質に応じた応急措置」について、定めていなかった管理部署は、〔表22〕のとおりである。

〔表22〕「毒物・劇物による事故の際の措置」を定めていなかった状況

項目	定めていなかった管理部署
事故の際の届出	県立広島大学（庄原キャンパス）、警察本部（刑事部鑑識課）
各保管物質に応じた 応急措置	福山地域事務所（農林局家畜保健衛生課）、保健環境センター 農業技術センター（本所、果樹研究所、柑橘研究室） 県立広島大学（庄原キャンパス）、安芸津病院 西部農業技術指導所（本所、芸北地域事務所駐在） 庄原格致高等学校（本校）、警察本部（刑事部鑑識課）

#### ウ 毒物及び劇物の取扱い等

毒物・劇物の取扱いに係る各管理部署ごとの「取扱責任者」の設置、「保管場所及び専用保管庫等」の状況及び「保管場所等への表示」の状況は、次のとおりである。

##### （ア）「取扱責任者」の設置

「取扱責任者」は、各機関の管理部署において、概ね「毒物劇物危害防止規定」等に定めることにより、保管場所（部屋）ごとの毒物・劇物の管理を行うために設置されており、保管場所や専用保管庫の鍵の管理、管理台帳等の管理、毒物・劇物の在庫数の管理及び使用後の廃棄等に係る管理などを行っていた。

##### （イ） 保管場所及び専用保管庫等の状況

「保管場所及び専用保管庫等」の「盗難・紛失防止」の措置などの状況は、次のとおりである。

###### a 「盗難・紛失防止」の措置

毒物・劇物の盗難や紛失を防止するためには、その「保管場所や専用保管庫等」について、鍵をかける設備等のある堅固な施設としなければならないとされている。

各管理部署の保管場所ごとの状況を確認したところ、県立広島大学（庄原キャンパス）の1研究室において、専用保管庫の施錠はしてあるが専用保管庫を研究室の外の廊下に出している状況があった以外は、各管理部署において、適正に措置されていた。

###### b 「専用保管庫等」の状況

毒物・劇物を保管する場合は、その他の物を保管する場所と明確に区分された毒物・劇物専用のものであるとされている。各管理部署の専用保管庫等を確認したところ、19部署のうち10部署においては、適正に行われていた。

しかしながら、9部署において、毒物・劇物以外の試薬などの「普通物」などと混在して保管しているものがあるなど適正でない状況があった。

適正でない状況のあった部署は、〔表23〕のとおりである。



〔表23〕専用保管庫等が適正でなかった状況

機関名	管理部署	適正でなかった状況
福山地域事務所	税務局軽油調査課	劇物と普通物を混在して保管していた。
	農林局家畜保健衛生課	毒物及び劇物と普通物を混在して保管していた。
保健環境センター		毒物と普通物を混在して保管しているものがあつた。
農業技術センター	本所 柑橘研究室	劇物と普通物を混在して保管しているものがあつた。
県立広島大学	庄原キャンパス	劇物と普通物を混在して保管しているものがあつた。
西部農業技術指導所	本所	劇物と普通物を混在して保管しているものがあつた。
府中東高等学校		劇物と普通物を混在して保管しているものがあつた。
警察本部	科学捜査研究所	劇物と普通物を混在して保管していた。

C 不用品物の状況

専用保管庫における毒物・劇物の保管状況を確認したところ、平成17年度及び平成18年度においては、使用しておらず、今後も使用見込みの無い毒物・劇物を保管している状況や、担当者が異動等したことにより、使用しなくなったものを保管している状況があつた。

また、毒物・劇物には該当しないが、使用していない実験用などの試薬や被包されていたラベルが剥がれ物質名が特定できない毒物・劇物などを、専用保管庫等に混在して保管している状況があつた。これらの今後使用見込みのない毒物・劇物や不用品物等の廃棄については、予算の関係上、廃棄手続きが取られていないということであつた。

各管理部署における専用保管庫ごとの保管物質数及びそのうち不用品物となっている物質数の状況は、〔表24〕のとおりとなつており、1,236物質のうち169物質(13.7%)となつていた。

保管物質数及び不用品物の数は、各専用保管庫ごとの延べ数である。なお、不用品物数は、保管しているその物質全てが不用品物となっている場合を表し、保管している物質の一部が不用品物となっている場合は、含んでいない。

〔表24〕不用品物の状況

機関名	管理部署	保管場所数	専用保管庫数	保管物質数	不用品物の数
福山地域事務所	税務局軽油調査課	1	1	1	0
	厚生環境局試験検査課	4	10	106	43
	農林局家畜保健衛生課	1	2	22	0
保健環境センター		21	26	337	55
農業技術センター	本所	12	15	151	10
	果樹研究所	5	5	81	23
	柑橘研究室	2	2	10	1
県立広島大学	庄原キャンパス	22	28	331	11
安芸津病院		2	2	12	12
西部農業技術指導所	本所	2	3	12	0
	芸北地域事務所駐在	1	1	1	0
広島水道事務所	瀬野川浄水場	1	3(3)	3	0
	温品浄水場	0	2(2)	2	0
	田口浄水場	1	3(2)	3	0